

たき火をする時は

消防署への届出が必要です。

届出書は「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為」となります。

・届出様式は消防本部 HP からダウンロードできます。

・届出は最寄りの消防署へお電話又はご持参ください。

消防署への「火災とまぎらわしい煙または火炎を発生おそれのある行為の届出」は野焼き等を許可するものではありません。

◎ たき火に該当すると考えられる行為(イメージ)



例: どんと祭・野焼き

火入れ

キャンプファイヤーなど

◎ たき火に該当しないと考えられる行為(イメージ)



例: バーベキューコンロ

七輪

キャンプ用品など

林野火災警報が発令されると屋外での火の使用が制限されます。

「野焼き」・「火入れ」・「どんと祭」なども、林野火災警報発令中は、

「延期または中止」していただく必要があります。



仙南地域広域行政事務組合

【問い合わせ先】 消防本部 予防課 0224(52)1050

白石消防署	0224(25)2259	角田消防署	0224(63)1011	大河原消防署	0224(52)1136
蔵王出張所	0224(33)2011	丸森出張所	0224(72)1244	村田出張所	0224(83)2408
七ヶ宿出張所	0224(37)2100	柴田消防署	0224(55)2012	川崎出張所	0224(84)2370